

SMBC NEWS



2016年8月8日

《ハイテク企業認定管理業務ガイド》を改訂、 申請手続き及び認定条件を明確化 国科発火[2016]195号

科学技術部・財政部及び国家税務総局は2016年6月22日付で、《《ハイテク企業認定管理業務ガイド》改訂及び印刷・公布に関する通知》（国科発火[2016]195号、以下「新ガイド」）を公布しました。新ガイドは2016年1月29日付で公布された《《ハイテク企業認定管理弁法》改訂及び印刷・公布に関する通知》（国科発火[2016]32号、以下「新弁法」、SMBC NEWS【2016】03号ご参照）の付属文書の位置づけであり、ハイテク企業認定申請手続きや認定条件等の詳細について規定しています。新ガイドは新弁法と同じく2016年1月1日に遡って実施されています。

ハイテク企業認定の業務期間は各地で異なり、上海市の場合、上海市ハイテク企業認定弁公室より《2016年度ハイテク企業認定業務実施に関する通知》が公布され、2016年7月15日から認定業務が開始されています（申請期限：8月31日）。ハイテク企業認定資格認定を申請するにあたっては、各地の科学技術委員会等が公布する関連通知をご確認ください。

1. 税制優遇における留意点

（1）旧弁法におけるハイテク企業資格の有効性

2015年12月31日以前に《《ハイテク企業認定管理弁法》》（国科発火[2008]172号、以下「旧弁法」）に基づき認定され、且つ有効期限内であるハイテク企業の資格は、新弁法実施以降も引き続き有効であり、企業所得税が15%に軽減される優遇政策を享受することができます。

（2）年度確定申告前のハイテク企業資格取得が必須

ハイテク企業資格の期間が満了する当年内は新たな認定を取得するまで、暫時15%の税率で企業所得税を事前納付します。その後、年度確定申告までにハイテク企業資格を取得できなかった場合、（法定の企業所得税率である25%として認識され）差額税金を追納しなければなりません。

2. 知的財産権に対する要求強化

新弁法では、ハイテク企業認定条件の一つである知的財産権取得について「5年以上の独占許可方式」が取り消され、「知的財産権の所有権保有」が必要とされています。新ガイドでも知的財産権はハイテク企業認定申請企業に帰属するものと強調されており、知的財産権を有していない企業はハイテク企業として認定されません。

また、知的財産権をⅠ類とⅡ類に分けて評価を行う分類評価方式を新たに採用し、刷新能力評価においてⅠ類に対する配点を大きくする、知的財産権における技術先進性・主要製品（サービス）に対する中核技術としての機能・取得方法を評価指標に加えるなど、定性及び定量の両面から評価を行うようになりました。

SMBC NEWS



■ 知的財産権の分類評価方式

旧ガイド (国科発火[2008]362号)	新ガイド (国科発火[2016]195号)	
発明特許・実用新案権・意匠権・ ソフトウェア著作権・集積回路配 置設計専有使用权・植物新品種等	I類	発明特許(国防特許を含む)・植物新品種・国家級農作物品種・国家新薬・国家一級漢方薬の保護品種・集積回路配置設計専用使用权等
	II類	実用新案権・意匠権・ソフトウェア著作権等(商標は含まず)

■ その他留意点

- ✓ ハイテク企業認定申請に際して、II類の知的財産権の使用は一度限り。
- ✓ ハイテク企業認定申請及びハイテク企業資格の存続期限内において、知的財産権に複数の所有者が存在する場合、いずれか一人の所有者のみが当該知的財産権をハイテク企業認定申請に使用することが可能。
- ✓ 認定申請時における特許の有効性は、企業が認定申請を行う前に授權証書或いは授權通知書を取得しており、且つ納付証憑を提供できる場合に限る。

3. ハイテク企業の認定条件

新ガイドでは新弁法第11条に規定されているハイテク企業の認定条件を7項目に分け、各条件を明確化しています。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新弁法/国科発火[2016]32号の条文 ➢ 新ガイド/国科発火[2016]195号による説明
設立年限 <11条-1>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は認定申請時に設立登記から 1年以上 でなければならない ➢ 1年以上：365日以上経過
知的 財産権 <11条-2>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は自主研究開発・譲受・受贈・合併買収等の方式を通じて、その主要製品(サービス)に対して技術上中核となる支援機能を発揮する 知的財産権の所有権 を獲得している ➢ 上述「2. 知的財産権に対する要求強化」ご参照
製品 (サービス) 範囲 <11条-3>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の 主要製品(サービス) に対して中核となる支援機能を発揮する技術が「国家が重点支援するハイテク分野」が規定する範囲に属している ➢ 主要製品(サービス)：①・②を満たすハイテク製品(サービス) <ul style="list-style-type: none"> ① 技術上中核となる支援機能を有する知的財産権の所有権を有する ② 収入の和が企業の同時期のハイテク製品(サービス)収入の50%を超過

SMBC NEWS



	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新弁法/国科発火[2016]32号の条文 ➢ 新ガイド/国科発火[2016]195号による説明
<p>科学技術人員 比率 <11条-4></p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の研究開発及び関連技術刷新活動に従事する科学技術人員が企業の当年の従業員総数に占める比率が10%を下回らない ➢ 科学技術人員：以下①・②を満たす人員 <ul style="list-style-type: none"> ① 研究開発及び関連技術刷新活動に直接従事し、上述の活動の管理に専門的に従事及び直接的な技術サービスを提供 ② 累計の実際勤務時間が183日以上（在職・兼職及び臨時雇用人員を含む） ➢ 通年の月間平均人数に基づき計算
<p>研究開発費用 比率 <11条-5></p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直近3会計年度の研究開発費用総額の販売収入総額に占める比率が以下要求に合致 <ul style="list-style-type: none"> (1) 直近1年の営業収入≤5,000万元：比率≥5% (2) 5,000万元<直近1年の営業収入≤2億元：比率≥4% (3) 直近1年の営業収入>2億元：比率≥3% ➢ 直近3会計年度：申告前の連続する3会計年度（申告年を含まない） ➢ 研究開発費用（補助帳簿の作成が必要）： <ul style="list-style-type: none"> 人件費・直接投入費用・減価償却費及び長期前払費用・無形資産償却費・設計費・装備調査試験費用及び試験費用・研究開発外部委託費用・その他費用 ・試験費用・・・新薬開発の臨床試験費・探査開発技術の現場試験費・圃場試験費等を含む（新ガイドでは試験費用を研究開発費用に含むことを明確化）。 ・その他費用（研究開発活動と直接関連するその他の費用）・・・技術図書資料費、資料翻訳費、専門家コンサルティング費、ハイテク研究開発保険料、研究開発成果の検索・論証・審査・鑑定・検収費用、知的財産権の申請費・登録費・代理費・会議費・出張旅費・通信代等を含む。原則として研究開発費用総額の20%（旧ガイドでは10%）を超えてはならない。 ➢ 販売収入＝主要業務収入＋その他業務収入（企業所得税年度納税申告表の計算方法に従い計算） ■ 企業の中国国内における研究開発費用総額/全ての研究開発費用総額≥60% <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中国国内における研究開発費用 <ul style="list-style-type: none"> = 企業内部の研究開発活動で実際に支払った全ての費用 + 国内のその他機構或いは個人に委託して行った研究開発活動で支払った費用（国外機構或いは個人に委託して完了した研究開発活動で発生した費用は含まず） ➢ 研究開発費用は、資質を有し且つ関連条件に合致する仲介機構^(※1)が特定項目監査或いは査定報告を実施
<p>製品 (サービス) 収入比率 <11条-6></p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直近1年のハイテク製品（サービス）収入が企業の同時期の総収入に占める比率が60%を下回らない ➢ 直近1年：企業が申告する前の会計年度 ➢ 総収入＝収入総額^(※2)－非課税収入^(※3)

SMBC NEWS



指標評価等 <11条-7> <11条-8>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新弁法/国科発火[2016]32号の条文 ➢ 新ガイド/国科発火[2016]195号による説明
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の刷新能力評価は、相応の要求に達していなければならない ➢ 刷新能力評価：以下4指標により評価、100点中70点超が必要 <ul style="list-style-type: none"> ① 知的財産権（定性及び定量の総合評価）<30点> ② 科学技術成果の転化能力<30点> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術成果・・・科学研究及び技術開発を通じて生じた実用価値を有する成果（特許・著作権・集積回路配置設計等） ・転化・・・生産力水準の向上のために科学技術成果に対して行う新製品・新工程・新材料の形成までの後続の試験・開発・応用・普及・新産業発展等の活動 ③ 研究開発組織の管理水準<20点> ④ 企業の成長性<20点> <ul style="list-style-type: none"> ・財務専門家が純資産成長率（旧ガイドでは総資産成長率）・販売収入増加率等の指標を選択して企業の成長性について評価を行う ■ 企業に認定申請前1年以内において重大な安全・品質事故或いは重大な環境違法行為が発生していない ➢ 認定申請前1年以内：申請前の365日以内（申請年を含む）

- ※1 仲介機構の主要条件：①独立業務執行資格を有し、設立3年以上、直近3年間は不良記録無し ②認定業務の請負当年の登録会計士或いは税務士の人数が従業員の通年月間平均人数に占める比率が30%を下回らない（旧ガイドは20%） ③通年月間平均在職従業員数が20人以上
- ※2 収入総額：貨物販売収入・役務提供収入・財産譲渡収入・配当・特別配当等の權益性投資収益・利息収入・賃料収入・特許権使用料収入・寄贈受領収入・その他収入（《企業所得税法》第6条）
- ※3 非課税収入：財政割当金・法に基づき徴収及び財政管理に組み入れる行政事業性費用・政府性基金・企業が取得する国务院財政及び税務主管部門が特別用途に規定且つ国务院の批准を経た財政性資金（《企業所得税法》第7条及び《企業所得税实施条例》第26条）

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場2座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599